

交通事故統計の用語説明

● 交通事故とは

道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路上において、車両、路面電車及び列車の交通によって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴う事故をいう。

● 死傷の程度

死亡(死者)	交通事故によって、発生から24時間以内に亡くなった場合(人)をいう。30日死者と区別して「24時間死者」ともいう。	
負傷(負傷者)	重傷(重傷者)	交通事故によって負傷し、1箇月(30日)以上の治療を要する場合(人)をいう。
	軽傷(軽傷者)	交通事故によって負傷し、1箇月(30日)未満の治療を要する場合(人)をいう。

● 第1当事者とは

最初に交通事故に関与した車両等(列車を含む。)の運転者又は歩行者のうち、当該交通事故における過失が重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損傷程度が軽い者をいう。

● 状態とは

当事者の事故当時の状態(自動車運転中、自動車同乗中、歩行中等)をいう。また、「乗車(用)中」とは、運転中と同乗中の合計をいう。

● 早朝・昼・薄暮・夜

季節によって時間帯が異なります



● 子ども・若年者・高齢者

子ども  中学生以下の人。	若年者  16歳以上 25歳未満の人。	高齢者  65歳以上の人。
--	---	---

● 歩行中・自転車・二輪車

歩行中  道路を歩いている人及び走っている人をいい、道路作業中、路上遊戯中、道路にたずんでいる人などを含む。	自転車  アシスト(駆動補助機付)自転車を含む。	二輪車  自動二輪車及び原付をいう。
---	---	---

● 統計表の記号の意味

- ・「0」又は「0.0」……単位未満であること。
- ・「-」……皆無であること又は当てはまる数字のないこと。

注: 数字は単位未満で四捨五入しているため、合計等が内訳の数字の和と一致しない場合がある。